

平成 20 年 11 月 18 日

ビルメンテナンス賠償保険の取扱い

ビルメンテナンス賠償保険は、ビルメンテナンス業務の遂行や業務の結果の不具合に起因して事故が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われるものです。

(適用範囲)

1. 補償対象となる事故

- 1) 第三者を死傷させた場合
- 2) 第三者の財物をき損・損壊、紛失、または盗取された場合

2. 補償対象となる業務（一例）

1) 清掃管理業務（建物・公園・屋外施設等）

- ・ 窓拭き作業中に誤って清掃用具を落下させ、通行人にケガをさせたり車を壊してしまった
- ・ 清掃作業中に誤って銃器、備品や内装、ガラス等に損傷を与えてしまった
- ・ ワックスがけ作業の不具合により通行人がすべってケガをしたり、ワックス缶を倒したため内装にき損、汚損を生じた
- ・ 公園の芝刈り作業中、機械の刃が飛び他人にケガをさせた

2) 衛生管理業務

- ・ 駆除剤を誤って事務機器にかけ、損害を与えた
- ・ 給配水管のしめ忘れにより、漏水が生じた

3) 運転保守業務

- ・ 機械、設備の保守の不具合により、誤作動等で周囲に危害が及んだ
- ・ 照明や備品の設置の不備による落下や倒壊により、他人にケガをさせたり財物を損傷した

4) 点検整備業務

- ・ 蛍光灯を交換中、誤って落下させてしまい、他人にケガをさせた

5) 保安警備業務

- ・ 火災の際の避難誘導が適切でなく、被害者が出た

6) 管理サービス業務

- ・ 預かった郵便物等を損壊、紛失または盗取された

7) 駐車場管理業務

- ・ 駐車場機械の誤作動等により、自動車のドアを機械に挟み自動車と機械を損壊させた

8) 給食配膳業務

- ・ 社員食堂の調理により食中毒を起こした
- ・ 給仕中、他人に料理を誤ってかけてしまい、やけどをさせた

9) 使用不能損害

- ・ ビル清掃時、開花のテナントに水を漏水させ、その店舗を休業させてしまった
- ・ 空室テナント清掃時、誤って部屋を損壊させ、ビルオーナーの賃貸料を減収させてしまった

注意1：警備業務のうち「雑踏警備業務」「輸送警備業務」「身辺警備業務」（警備業法第2条第1項第2号、第3号及び第4号に規定される業務）は対象外となります。

注意2：7)の補償は自動車管理者賠償を含めてご加入の場合の対象となります。自動車管理者賠償は他人の自動車を預かって管理している実態がある場合のみ補償の対象に含まれません。

(補償対象とならない主な損害)

- 1) 加入事業者及び使用人（下請負人を含む）の故意による事故
 - 2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災、戦争、暴動等に起因する事故
 - 3) 第三者との契約により加重された賠償責任
 - 4) 加入事業者の使用人（下請負人を含む）の業務に従事中の身体障害者
 - 5) 加入事業者の使用人（下請負人を含む）の所有、使用する財物損壊
 - 6) 加入事業者の使用人（下請負人を含む）が行いもしくは加担した盗難
 - 7) 加入事業者が使用、貸借する財物の損壊、紛失、盗難
 - 8) 金庫、キャビネット内に保管されていない現金、有価証券、貴重品等の紛失、盗難
 - 9) 財物の自然の消耗、鼠食い、虫食いによる事故
 - 10) 駐車場保管中の自動車の損壊による、代車、休車損害（但し、盗取、詐取は除く）
 - 11) 屋外施設、公園の遊戯施設などの運転、点検、管理に起因する事故
 - 12) 排他的管理を行っている財物（例：マスターキー事態、ボイラー事態）の損害
- 等

(補償内容)

補 償 限 度 額 (タイプA)				免責金額 (自己負担額)
対人賠償	財物賠償	財物事故による使用不能損害賠償	自動車管理者賠償	
被害者1名につき 1億円	1事故につき 1億円	1事故につき 1000万円	期間中につき 500万円	1事故につき 5万円
1事故につき 1億円				

(保険金の種類)

支払われる保険金の種類			支払方法
損害賠償金	①損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	免責金額を超えた部分についてお支払限度額を限度に支払われる
費用損害	②損害防止軽減費用	事故が発生した後に講じた損害防止軽減措置に要した必要または有益と認められる費用	免責金額を超える部分をお支払限度額を限度として保険金を支払います
	③応急手当等費用	応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用	
	④争訟費用	訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用で、弁護士報酬等も含む	支払限度額、免責金額に関係なく全額が支払われる。ただし、④については、損害賠償金がお支払限度額を超えた場合には、その割合に応じて比例てん補となります。
	⑤保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	

■ 対人事故の場合

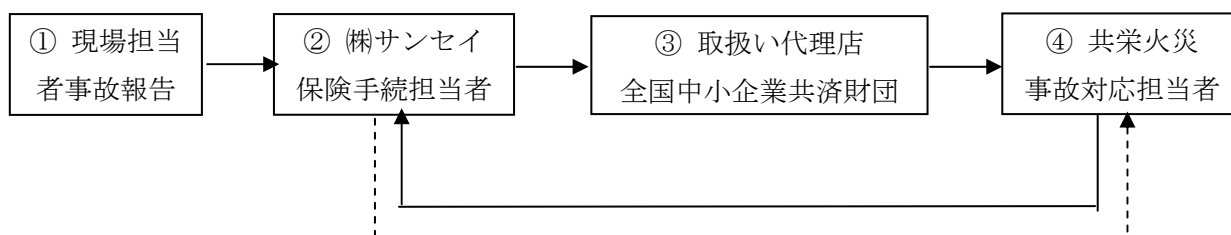
免失利益、治療費、休業補償費、慰謝料等が損害賠償額となります。

■ 対物事故の場合

財物の滅失についての損害賠償額は滅失時の時価とします。き損、汚損についての損害賠償額は修理とし、修理不能のとき、あるいは物理的に修理可能であっても、その修理額が時価を超える場合には時価をもって損害賠償額とします。

(事故がおこった場合)

1. 手続きの流れ



2. 手続きに必要な書類

- 1) 事故の発生した現場の、業務請負契約書
- 2) 事故現場の写真（事故発生後速やかに現場状況を撮影してください）
- 3) 現場の事故発生状況図（事故報告書に記載されたもので良い）
- 4) かかる費用に関する見積書
- 5) ビルメンテナンス賠償保険事故報告表（全国中小企業共済財団の専用用紙）
- 6) 保険金請求書兼同意書（印は保険会社の専用用紙）
- 7) 賠償事故状況報告書及び事故証明書（印は保険会社の専用用紙）

- 8) 示談書（印は保険会社の専用用紙）
- 9) その他必要として求められたもの

注意：事故の内容によって提出を求められる書類は多少変わります。

（保険手続担当者）

手続きは総務部が保険手続担当窓口として行います

以上